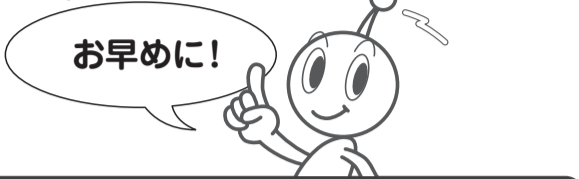


# 市県民税・所得税 申告期限は3月16日まで

市県民税・所得税の申告が2月16日(月)から始まります。平成20年度に市県民税の申告をした方には、市県民税申告書を2月9日(月)に発送します。申告書の提出は郵送でも受け付けますが、期限内に届くようにお願いします。



発行:市川市  
編集:企画部広報担当  
〒272-8501  
市川市八幡1-1-1  
☎047-334-1111  
☎047-336-2300  
ホームページ  
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

1月24日  
2009年(平成21年)  
毎月第1~第4土曜日発行  
No.1316

## 平成21年度に適用される 市県民税の主な改正点

### 1 寄附金控除が大幅に拡充

寄附金の控除方式が変わり、控除対象となる額も拡充されます。また、対象となる寄附金のうち、地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)については、一定の限度まで、市県民税・所得税を合わせて対象となる額の全額が控除されます。

#### 寄附金税制の改正

- 寄附金控除の下限額が、5,000円に引き下げ
  - 寄附金控除の上限額が、総所得金額等の30%に引き上げ
  - 控除方式が、所得控除から税額控除に改正
  - 県及び市が条例により指定した寄附金を、寄附金控除の対象とする制度を創設
- ※この控除を受けるには、寄附先から発行された領収書などを添付して税務署へ確定申告する必要があります。所得税が課税されない方は、市県民税の申告を。

### 2 公的年金からの 天引き(特別徴収)制度の導入

平成21年10月支給分の年金から、市県民税の年金天引き(特別徴収)を開始します。

**対象者** 65歳以上で、平成21年4月1日時点で老齢基礎年金等を受給している方

※ただし、支給額が年額18万円未満の方や、課税額が年金額より大きい方及び、1月2日以降に転出した方は対象となりません。

**納税方法** 第1期(6月末)と第2期(8月末)は、これまでどおり普通徴収の納付書を郵送し、10月分の年金から天引き(特別徴収)を開始します。

## 市県民税の 申告は 市役所へ

問い合わせ  
市役所市民税課(〒272-8501八幡1-1-1)  
☎334-1111(代表)  
※2月22日(日)・3月1日(日)は  
☎334-1116(直通)へ。  
行徳支所税務課(〒272-0192末広1-1-31)  
☎359-1115

- 2月16日(月)から3月16日(月)まで、土・日曜日を除き、市役所と行徳支所の申告会場で、市県民税申告書の收受、確定申告書用紙の配布、医療費や年金などの作成済みの確定申告の仮收受を行います。
- 2月22日と3月1日に限り、日曜申告窓口を開設します。
- 申告期間・会場  
2月16日(月)～3月16日(月)午前8時45分～午後5時 / 市役所1階多目的ホール、行徳支所2階
- 千葉県知事選挙の期日前投票のため、3月13日(金)・16日(月)の市役所会場は、2階の納税課前に変更されます。
- 申告が必要な方  
平成21年1月1日現在、市川市に住んでいて、平成20年中に所得のあった方
- 平成21年1月1日現在、市内に事務所や事業所または家屋敷を有し、市外に住んでいる方
- 給与所得者のうち、勤務先から市川市へ

- 給与支払報告書が提出されていない方
- 給与所得の他に、不動産などの給与所得以外の所得があった方(20万円以下の場合には確定申告不要)
- 扶養されている方や学生などで申告書を送られてきた場合は、申告書の裏面を記入して提出してください(非課税証明書などの資料になります)。
- 申告が不要な方  
所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が市川市へ提出されている方
- 税務署へ平成20年分の確定申告書を提出した方、または提出する方
- 所得が公的年金等のみの方  
※公的年金等のみを受給されている方は、通常、申告不要ですが、社会保険庁などへ報告した扶養人数に異動が生じた場合、国民健康保険税または生命保険料・地震保険料などを支払った場合、障害者控除を追加したなどの場合には、申告が必要です。
- 申告に必要な物  
○印鑑  
○平成20年中の所得を証明する書類(源泉徴収票や収入の明細、帳簿類など)
- 平成20年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの領収書または証明書、障害者控除を受けるための証明書または認定書

## 所得税の申告に関する無料相談

希望者は、源泉徴収票、計算用具、筆記具、印鑑などを持って、直接会場へお越しください(事前の問い合わせは受けられません)。なお、来場者多数の場合は、早めに受け付けを締め切ることがありますのでご了承ください。また、各会場とも車での来場はご遠慮ください。 ※譲渡所得、贈与税の相談は不可。

税務署の早期申告相談	
1月26日(月)・27日(火)・29日(木)・30日(金)	行徳文化ホールI&I
2月2日(月)～5日(木)	浦安市役所第3庁舎2階
いずれも午前9時30分～正午と午後1時～3時	

**対象者** 給与所得者と年金受給者

広域還付申告センターの申告書記載相談	
2月4日(水)～6日(金)	船橋フェイスビル6階きららホール
午前10時～午後5時 (JR船橋駅南口)	

**対象者** 所得税の還付申告をする方

税理士会の所得税無料申告相談	
2月16日(月)～18日(水)	浦安市文化会館
2月19日(木)・20日(金)・26日(木)・27日(金)	行徳文化ホールI&I
2月23日(月)	税理士会市川支部事務局(南八幡3-3-16アグレ本八幡202)
2月24日(火)・25日(水)	大野公民館
いずれも午前9時30分～正午と午後1時～3時	

**対象者** 小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者(給与収入1,000万円以下の方)

※退職所得、住宅借入金等特別控除の相談は不可

- 3月31日(火)まで
- 消費税率などの申告・納税
- 個人事業者の申告・納税
- 所得税の申告・納税
- 贈与税の申告・納税
- 所得税の申告・納税
- 源泉徴収票や医療費の領収書など、第三者作成書類の添付書類が省略できます。
- 還付されるまでの期間は、通常6週間から3週間へ短縮されます。

- e-Taxの利用には、届け出と電子証明書(公的個人認証を付加した住民基本台帳カード)など、事前の準備が必要です。
- 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から直接送信できます。
- e-Taxを利用すると、1回に限り最高で5千円の税額控除が受けられます。
- 源泉徴収票や医療費の領収書など、第三者作成書類の添付書類が省略できます。
- 還付されるまでの期間は、通常6週間から3週間へ短縮されます。

国税庁ホームページ▶<http://www.nta.go.jp>

## 所得税の確定申告 などは税務署へ

問い合わせ  
市川税務署(〒272-8573北方1-11-10)  
☎335-4101  
※税務署は、土・日曜日と祝日は閉署していますが、2月22日と3月1日の日曜日は確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。

**e-Tax**  
インターネットで便利に申告  
最高5千円の税額控除も  
自宅やオフィスからインターネットを利用して、国税の申告や納税、法定調書などの提出ができます。

●国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から直接送信できます。

●e-Taxを利用すると、1回に限り最高で5千円の税額控除が受けられます。

●源泉徴収票や医療費の領収書など、第三者作成書類の添付書類が省略できます。

●還付されるまでの期間は、通常6週間から3週間へ短縮されます。

I・Linkルーム1(会議室)  
2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～午後4時(土・日曜日を除く)  
※臨時提出所では、必要事項をすべて書き入れた申告書のみ受け付けます。申告用紙の配布と相談は行いません。